

経 済 構 造 実 態 調 査 の 概 要
(経済産業省『2024 年経済構造実態調査「調査の概要」』
(令和 7 年 8 月 29 日公表) から引用)

1 調査の目的

本調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

2 調査対象

(1) 産業横断調査【参考】

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に掲げる産業に属する全国の企業を調査対象の範囲とする。ただし、次に掲げる企業を除く。

- ①「大分類 A－農業，林業」に属する個人経営の企業
- ②「大分類 B－漁業」に属する個人経営の企業
- ③「大分類 N－生活関連サービス業，娯楽業」のうち、「小分類 792－家事サービス業」に属する企業
- ④「大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類 93－政治・経済・文化団体」、「中分類 94－宗教」及び「中分類 96－外国公務」に属する企業
- ⑤「大分類 S－公務（他に分類されるものを除く）」に属する企業

このうち、個人経営の企業を除き、日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の 8 割を達成する範囲に含まれる企業を調査対象とする。

(2) 製造業事業所調査

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に掲げる「大分類 E－製造業」に属する全国の事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）を調査対象の範囲とする。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。

このうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の 9 割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とする。

3 調査事項

(1) 産業横断調査【参考】

以下に掲げる事項のうち、調査企業の業種及び規模等に応じて必要な事項

- ① 名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金等の額
- ④ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑤ 売上（収入）金額 *
- ⑥ 費用総額及び費用の主要項目別金額 *
- ⑦ 企業全体の主な事業の内容
- ⑧ 事業活動、生産物の種類
- ⑨ 事業活動、生産物の種類別の売上（収入）金額 *
- ⑩ 年間商品販売額及び商品売上原価 *

- ⑪ 年初及び年末商品手持額 ○◎
- ⑫ 企業全体の事業別費用の割合 *
- ⑬ 総務大臣及び経済産業大臣が指定*する一事業区分に係る費用の項目別金額 *
- ※調査実施時点における最新の事業所母集団データベース情報に基づき、指定する。
- ⑭ 企業傘下の事業所の名称及び所在地
- ⑮ 企業傘下の事業所の主な事業活動
- ⑯ 企業傘下の事業所の従業者総数及びうち常用雇用者数
- ⑰ 企業傘下の事業所の売上（収入）金額 *
- ⑱ 企業傘下の事業所の年間商品販売額 *
- ⑲ 企業傘下の事業所の開設時期

ただし、⑪については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する企業についてのみ報告を求めることとし、⑱については、「大分類Ⅰ－卸売業，小売業」に属する事業所についてのみ報告を求めることとする。

また、⑫及び⑬については、「大分類Ａ－農業，林業」、「大分類Ｂ－漁業」、「大分類Ｃ－鉱業，採石業，砂利採取業」、「大分類Ｄ－建設業」及び「大分類Ｅ－製造業」に属する企業を除き、大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の５割を達成する範囲に含まれる企業のみから報告を求め、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱及び⑲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく有価証券報告書等を提出している企業、売上高 1000 億円以上（かつ会社企業に限っては資本金 2 億円以上）の企業及び相互会社のみから、製造業事業所調査の対象となる事業所を除き、報告を求めることとする。

（２）製造業事業所調査

以下に掲げる事項のうち、調査事業所の業種及び従業者数に応じて必要な事項

- ① 事業所の名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ④ この事業所の従業者数
- ⑤ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑥ 人件費及び人材派遣会社への支払額 *
- ⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 *
- ⑧ 有形固定資産 *
- ⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額○◎
- ⑩ 製造品出荷額、在庫額等 *（品目別製造品在庫額除く）、◎（品目別製造品在庫額）
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額 *
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 *
- ⑬ 主要原材料名
- ⑭ 工業用地及び工業用水
- ⑮ 作業工程

ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び⑭については、従業者 30 人以上の事業所についてのみ報告を求めることとする。

4 調査の方法

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入力する。

5 基準となる期日又は期間

2024 年 6 月 1 日現在とする。

ただし、「3. 調査事項」のうち、「＊」を付した事項については、原則として、2023 年 1 月から 12 月までの 1 年間を対象とする。

また、「○」は 2023 年の年初（1 月 1 日現在）、「◎」は年末（12 月 31 日現在）によって行う。

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 従業者

2024 年 6 月 1 日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1 か月未満、日々雇用）は含まない。

(1) 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1 か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

(2) 有給役員

事業所の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）、役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、この事業所が役員報酬を支給している場合は、この事業所の有給役員に該当する。

(3) 常用雇用者

期間を定めずに、又は 1 か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。臨時社員などと呼ばれている人でも、この定義に当てはまる場合は常用雇用者に含める。

(4) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

(5) 有期雇用者（1 か月以上）

常用雇用者のうち、1 か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(6) 臨時雇用者（有期雇用者（1 か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1 か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(7) 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(8) 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

3 事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額

2023 年 1 月から 2023 年 12 月までの 1 年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」及び「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」の合計をいう。

4 原材料・燃料・電力の使用額等

2023 年 1 月から 2023 年 12 月までの 1 年間における次の(1)～(6)の合計をいう。

(1) 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品、購入した水など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

(2) 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。

(3) 電力使用額

照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

(4) 委託生産費

原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

(5) 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣、委託生産費などの外注費は含まない。

(6) 転売した商品の仕入額

1 年間のうちに実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

5 有形固定資産額（従業者 30 人以上の事業所）

2023 年 1 月から 2023 年 12 月までの 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

(1) 有形固定資産額の取得額等には、次の区分がある。

① 土地

② 有形固定資産（土地を除く）

ア 建物、構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

イ 機械、装置（附属設備を含む。）

ウ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等）

(2) 建設仮勘定の増加額及び減少額

建設仮勘定とは建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで長期間を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられる。

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

(3) 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

(4) 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

(5) 有形固定資産額の算式は以下のとおり。

ア 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却・売却による減少額－減価償却額

イ 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

ウ 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

6 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者 30 人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、下請賃加工のために他企業から支給された原材料及び加工済みの在庫、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）の在庫は含まない。

7 製造品出荷額等

2023 年 1 月から 2023 年 12 月までの 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

(1) 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、1 年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、2022 年中に返品されたものを除く。）

(2) 加工賃収入額

1 年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

(3) その他収入額

上記（1）、（2）の出荷額以外で、例えば「転売収入」、「修理料収入」、「販売電力収入」、「冷蔵保管料収入」等の収入額をいう。

8 生産額（従業者 30 人以上の事業所）

2023 年 1 月から 2023 年 12 月までの 1 年間における下記算式により算出した額をいう。

生産額 ＝ 製造品出荷額 ＋ 加工賃収入額 ＋ （製造品年末在庫額－製造品年初在庫額） ＋ （半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

9 付加価値額（粗付加価値額）

2023 年 1 月から 2023 年 12 月までの 1 年間における下記算式により算出した額をいう。

(1) 従業者 30 人以上

付加価値額 ＝ 製造品出荷額等 ＋ （製造品年末在庫額 － 製造品年初在庫額） ＋ （半製品及び仕掛品年末価額 － 半製品及び仕掛品年初価額） － （推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1） ＋ 推計消費税額（*2）） － 原材料・燃料・電力使用額等 － 減価償却額

(2) 従業者 29 人以下

粗付加価値額 ＝ 製造品出荷額等 － （推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（*1） ＋ 推計消費税額（*2）） － 原材料・燃料・電力使用額等

*1:平成 29 年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2:推計消費税額は平成 13 年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

10 表、グラフなどで用いる産業名の略称は以下のとおり。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食料	21 窯業・土石製品製造業	窯業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	24 金属製品製造業	金属
13 家具・整備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	はん用
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙パ	26 生産用機械器具製造業	生産
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17 石油製品・石炭製品製造業	石油	29 電気機械器具製造業	電気
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラ	30 情報通信機械器具製造業	情報
19 ゴム製品製造業	ゴム	31 輸送用機械器具製造業	輸送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他

【問い合わせ先】

広島県 総務局 統計課 産業統計グループ
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
TEL (082) 513-2540 (ダイヤルイン)

この内容については、広島県のホームページでも提供しています。

「広島県統計課」で検索してください。

ホームページアドレス <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/21/>